

「知的財産推進計画2016」の策定に向けた意見

法人・団体名：一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会

■「知的財産推進計画2015」第1部 重点3本柱「第2. 知財紛争処理システムの活性化」についての意見

- 知財紛争処理システムはイノベーションの促進の観点で議論すべきものであり、徒に訴訟件数を増やすことはイノベーションの促進にはならないものと思慮する。係争の解決手段の一つとしての訴訟がさらに合理的且つ実効性のあるものとなる方向での議論・検討を尽くすべきと考える。

【証拠収集手続】

- 権利者側と実施者側とのバランスの観点から、訴訟提起後の証拠収集手続を適正化すべく、例えば、以下の事項を検討すべきである。
 - (1) 特許法105条1項に基づく証拠開示に関しては、当事者の申立てによる証拠開示の拒否などの基準等の見直し。
 - (2) 訴訟において当事者が提示した営業秘密に係る情報の十分な秘密保持のための方策について、相手方当事者が当該営業秘密の閲覧対象者に含まれる点、及び、技術的な知見を有する第三者の専門家に対して当該営業秘密を閲覧させられない点などの特許法105条の4（秘密保持命令）の課題を考慮した見直し。
- 米国ディスカバリー制度の導入については、費用等の負担が大きいのみならず、迅速かつ効率的に判決を下す日本の特許訴訟の利点を損ないかねないため、検討には慎重を要する。

【損害賠償額】

- イノベーションを促進し、我が国の産業を守るための合理的根拠に基づく正しい権利活用を図るために、ビジネスの実態に即した適正な損害賠償額のあり方を検討すべきである。侵害得であるような低額の賠償額では不十分であるが、米国のような懲罰的賠償の導入は産業界が行う権利活用の実態とはかけ離れており、PAEの活動を助長するだけなので厳に避けるべきである。

■「知的財産推進計画2015」第2部 重要8施策「4. 産学官連携機能の強化」の（日本版バイ・ドール制度の運用等の見直し）についての意見

- 経済産業省から平成27年5月に公表された「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」中で、産業技術力強化法第19条第1項の「国が委託した技術に関する研究及び開発の成果」に関するバイ・ドール制度（以下「R&D

バイ・ドール」という)の運用等について見直されたが、研究開発は、事業化までのロードマップを中長期的に見ていくものであることや、変化スピードが速い昨今、市場状況次第で必ずしも良い技術が事業化されるとは限らないことに留意する必要がある。

- 一方で、R&D バイ・ドールと同じ第19条第1項の「国が請け負わせたソフトウェアの開発」に関するバイ・ドール制度(以下「ソフトウェアバイ・ドール」という)については、プログラム等の再利用が容易に可能ではあるが、現在ソフトウェアの成果の事業者による活用については、浸透していない。浸透しているR&D バイ・ドールと同様に、ソフトウェアバイ・ドールについても、バイ・ドール制度の趣旨に基づいた請負者への権利帰属と活用に向けた実運用を促進頂きたい。
- ソフトウェアバイ・ドールに関しては、2014年12月3日付「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)及び2015年3月19日付同ガイドライン「実務手引書」(内閣官房情報通信(IT)総合戦略室および総務省)において、「国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果」について、一定の場合を除きソフトウェアバイ・ドールに従い、原則として請負者に帰属すると明記され、大きな前進があった。しかしながら、ガイドラインに基づいた契約条文は現状見受けられない。そこで、R&D バイ・ドールと同様、是非この運用の浸透と定着の支援をお願いしたい。

■ 「知的財産推進計画2015」第2部 重要8施策「5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備」についての意見

- 知的財産推進計画2015において「柔軟性の高い権利制限規定・・・など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する」とされ、現在、「次世代知財システム検討委員会」においてご検討いただいている。
- 現行著作権法は、新しいサービスが著作物の利活用を促進し且つ権利者の利益を不当に害しないものであっても、現行法の規定から逸脱すれば侵害のおそれがあるため、事業者が萎縮してサービスの提供が困難になるという問題を抱えている。
- 例えば、実世界のあらゆるモノがネットワークでつながるIoT(Internet of Things)の進展により、膨大なデジタルデータの収集・蓄積が可能となり、収集・蓄積されたデータを解析・変形・編集し、その結果を実世界へフィードバックすることにより、実世界とサイバー空間の相互連関(CPS(Cyber Physical System))が生じ、そこから生まれる新たな情報が、個人の生活をはじめ、様々な産業に大きな影響を及ぼし始めている。IoT時代の新たなビジネスにおいては、様々な種類のデジタルデータが利活用されることが予想されるところ、当該デジタルデータには著作物が混在することは明らかであるが、権利者の利益を不当に害する利用態様でなくても現行法の規定から逸脱してしまう場合がある。

- このような問題（上述の IoT の問題を含むがそれに限らない）に対応すべく、現在、世界各地で著作権法に柔軟性のある規定を導入する動きが相次いでいる。それらの国では、著作権の保護と利用のバランスを確保しつつ、イノベーションを促進させることを目的にそのような改正を行っており、国際競争に勝つためには我が国も同等かそれ以上の改革が必要である。
- 権利者に不当な不利益を与えない範囲で、国民が世界最先端の技術の恩恵を享受できるよう、「日本を『世界で最もイノベーションに適した国』にする」べく、著作権法の改革の断行をお願いする。
- 特に、著作権に関して TPP 協定への対応のために改正が必要とされる項目はいずれも著作権等の保護の強化に関するものであり、かつ、著作物等の種類や利用態様について比較的幅広くその保護を強化するものであることに鑑みれば、著作物等の保護と利用を適正にバランスさせるために、著作物等の種類や利用態様をあらかじめ限定せずに、利用行為の適法性を柔軟に判断する「柔軟性のある規定」を導入することが不可欠と考える。

■ その他「asean TMview」についての意見

- 東南アジア諸国当局の商標データベースが1つのシステムとして統合される方向性であることについては、利用者の利便性向上の観点から歓迎する。
- しかしながら、検索の精度やシステムの使い易さ、機能面等においては、たとえば、検索結果が表示されるまでに長時間を要することや、書誌情報が現地語から翻訳されていないものがあることなど、なお改善の余地は大きいものとする。
- より一層の利便性の向上のため、関係各国・機関に対しては、わが国として積極的かつ継続的な働きかけ（e.g. システム改良の促進。技術やノウハウの供与。）がなされることを希望する。

以上